令和4年8月8日 (月曜日)

第3回松島町議会臨時会会議録

(第1日目)

出席議員(14名)

1番	菅	野	隆	$\vec{-}$	君	2番	米	Ш	修	司	君
3番	櫻	井		靖	君	4番	櫻	井	貞	子	君
5番	杉	原		崇	君	6番	後	藤	良	郎	君
7番	赤	間	幸	夫	君	8番	髙	橋	幸	彦	君
9番	阿	部	幸	夫	君	10番	今	野		章	君
11番	小	澤	陽	子	君	12番	片	Щ	正	弘	君
13番	髙	橋	利	典	君	14番	色	Ш	晴	夫	君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町	長	櫻	井	公	_	君
副町	長	熊	谷	清	_	君
総 務 課	長	千	葉	繁	雄	君
財 務 課	長	佐	藤		進	君
企画調整課	長	佐々	木	敏	正	君
町民福祉課	長	安	土		哲	君
健康長寿課	長	齊	藤	惠美	善子	君
産業観光課	長	太	田		雄	君
建設課	長	赤	間	春	夫	君
会計管理者兼会計	課長	岩	渕	茂	樹	君
水道事業所	長	赤	間	隆	之	君
危 機 管 理	監	蜂	谷	文	也	君
総務課総務管理球	妊長	相	澤	光	治	君
教育	長	内	海	俊	行	君
教育次長兼教育認	果長	千	葉	忠	弘	君
監 査 委	員	丹	野	和	男	君

事務局職員出席者

事務局長 櫻井和也 次 長熊谷直美

主 查 清 水 啓 貴

議 事 日 程 (第1号)

令和4年8月8日(月曜日) 午前10時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

8月8日の1日間

第 3 議案第37号 令和4年度松島町一般会計補正予算(第3号)

第 4 議案第38号 令和4年度松島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長(色川晴夫君) 皆さん、おはようございます。

ただいま、出席議員が13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第 3回松島町議会臨時会を開会いたします。

傍聴の申出がございます。お知らせいたします。

さんでございます。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

櫻井町長より挨拶を求められておりますので、これを許可します。櫻井町長。

○町長(櫻井公一君) 本日、第3回松島町議会臨時会を開催するに当たりまして、一言ご挨拶 を申し上げます。

議員の皆様には、大変お忙しい中ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

初めに、大雨により被災されました皆様方に心からお見舞いを申し上げます。本町におきましては、7月15日深夜から7月16日にかけて記録的な大雨となり、15日午後11時30分には記録的短時間大雨情報が発出され、16日午前2時4分には警戒レベル5の緊急安全確保を発令する事態となりました。被害の状況等につきましては、後ほど危機管理監より報告させていただきます。

さて、本日提案いたします議案は、大雨災害復旧等に関する令和4年度松島町一般会計補正 予算及び下水道事業特別会計補正予算について提案させていただくものでございます。後ほど 提案理由を説明させていただきますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申 し上げます。

- ○議長(色川晴夫君) 説明、蜂谷危機管理監。
- ○危機管理監(蜂谷文也君) それでは、私のほうから松島町の被害状況等について説明させて いただきます。

本日お配りしている資料をご覧いただきたいと思います。

今回の資料は、8月5日現在の資料となっております。

まず初めに、1の気象概要となります。

本町におきましては、(1)の気象情報にありますように、22時01分に大雨警報土砂災害が発表され、約30分間隔で土砂災害警戒情報、大雨警報(浸水害)、洪水警報、そして本町で初めてとなる記録的短時間大雨情報が発表されました。

(2)の雨量となりますが、町内には気象台のアメダス観測所がないことから、町が設置している松島浄化センターの雨量計のデータとなります。降り始めとなった7月15日の22時から翌日の午前11時までの14時間で297ミリという雨量となりました。ちなみに48時間雨量では314ミリを記録しております。

雨の強さを示す降雨強度につきましては、7月15日の22時、23時、日付を超えて16日の零時と2時の時間当たり99.6ミリの降雨強度を記録しています。99.6ミリは浄化センターの雨量計で計測できる最大値となっていることから、実際には100ミリを超える降雨強度の雨に数時間にわたり断続的に襲われた状況を示しております。

参考までに、2として、宮城県道路公社からの提供による雨量データも掲載していますが、 降雨強度129ミリを記録しております。降雨量は、直前に気象台から示された、多いところで 24時間で約150ミリの2倍となる降雨量ということになりました。

- (3) の河川の水位につきましては、洪水予報河川の吉田川、水位注意河川の高城川を含め、 令和元年東日本台風ほどは水位が上がりませんでしたが、田中川、新川につきましては、河川 の堤防を越え、本郷、初原、桜渡戸地区内で被害が発生しております。
- (4) の潮位につきましては、7月16日の4時14分が170センチメートルと、年間でも最も高い潮位と重なっております。

裏面になります。

2の本部体制等となりますが、7月15日の22時01分に大雨警報土砂災害と同時に、環境防災 班による0号配備としましたが、22時30分の土砂災害警戒情報が発表されたことと、当時の雨 の強さから1号・2号を超え、3号配備、非常配備ですね、災害対策本部を設置し、全職員の 招集を行っております。

また、2時4分には、立ち退き避難が危険な状況の中で、巡回している消防団員、職員などから土砂崩れ等、さらには宅地への浸水の情報が多く報告され、既に災害が発生しているということから、垂直避難など身の安全を確保するためのレベル5、緊急安全確保を発令しました。次に、3の被害概要となります。

- (1)の人的被害は、1名の方が床下収納の扉で滑り、大腿骨を骨折する重傷を負い、救急搬送されました。
- (2) の火災ですが、今回の災害では、土砂崩れで被害のあった住家に落雷があり、燃料タンクに引火して全焼する火災が発生しております。
 - (3) の土砂崩れ箇所につきましては、道路ののり面などの崩落なども含まれておりますが、

91か所で発生しております。

- (4) の浸水被害につきまして、宅地が約110ヘクタール、農地等が約529ヘクタールとなっております。床上浸水、床下浸水は、現在、罹災証明申請に基づく調査が終わったものの数値ですが、この数値は今後も増加することが見込まれます。
- (5) のライフライン関係となります。上水道につきましては、初原、桜渡戸地区内の水道管が破損したことにより、8戸で断水して復旧工事を行っております。電気につきましては、 漏電等により個人宅内での停電はありましたが、地域全体へ停電するような状況はありませんでした。
- 6の交通関係となりますが、鉄道では各線、7月16日から18日までは路線への土砂崩れなどにより終日運転を見合せました。
- ②の町営バスにつきましても、土砂崩れの影響から道路が通行できないため、7月16日から 18日まで全線運休し、7月20日から運行を再開しております。
- ③の道路につきましては、国道や県道を含めて当初25か所で通行止めとなりましたが、松島地区災害防止協議会の協力により土砂の撤去などに当たっていただき、現在は3か所が通行止めとなっております。
- 4の避難所及び避難者の状況ですが、指定避難所は12か所に63名、指定避難所以外の役場や 仙石線松島海岸駅、東北本線松島駅を含めて152人、合わせて215人が避難や一時避難を行って おります。
- 5の罹災証明等の状況ですが、7月19日から受付を開始し、即日調査を開始しております。 現在、住家の被害を証明する罹災証明が201件、住家以外の店舗や倉庫、車庫などの被害を証明する被災証明が204件の申請がありました。判定結果は、194件が調査を終了しており、全壊が3件、大規模半壊が1件、半壊が2件、準半壊が5件、半壊に至らない一部損壊が183件となっております。全壊、大規模半壊、半壊は全て土砂災害による被害となっております。
- 6の災害ごみの関係ですが、7月19日から地区内の巡回収集を行いました。また、7月23日から昨日までは手樽海浜公園に仮置場を設置し、受入れを行っていました。現在のところ、災害ごみの発生量は900立米と推定しております。

7の被災者支援となります。

今回の災害では、浸水被害や土砂流入などが多く発生したことから、ボランティアセンターの設置を松島町社会福祉協議会と協議し、7月17日に設置、石田沢防災センターに受入れ事務所の準備を行いました。翌日からはニーズの調査を開始しており、体制が整った7月21日から

ボランティアの募集と作業を開始しております。延べ現在まで406人の方がボランティアに当たっていただいているほか、松島高校や多賀城高校の生徒77人にも土砂搬出などの作業を行っていただきました。また、ボランティアセンター以外に一般社団法人のOPEN JAPANの支援もあり、重機を使った土砂の搬出にも協力をいただいているところでございます。現在のところ、56件のニーズに対して36件が完了し、20件が継続中となっております。

(2)では、入浴支援として、被災して風呂などが使用できなくなった方に対して、どんぐりのふれあいの湯利用料免除を行っているほか、パレス松洲、大松荘などでは災害ボランティアに対する入浴支援を行っていただいております。また、それ以外におきましても、各種支援として、記載のとおり様々なご支援をいただいております。

最後に、9の被害額となります。

公共施設関係としましては、町道の土砂崩れ、陥没など60か所で6,980万円、河川では12か 所で土砂堆積などで1,500万円、上下水道で施設損傷などにより2,800万円、公共土木施設とし て合計1億1,280万円の費用となっております。

農業施設では、農業用施設の、ため池、水路、排水機場等の破損が69か所で発生し、2億6,010万円、公立文教施設では、社会教育施設である松島運動公園テニスコートや野外活動センターで被害が発生しております。

そのほか公共施設では、町道以外の公衆用道路など、土砂崩れやのり崩れ、石田沢防災センターへの土砂流入など39か所で被害が発生し、4,370万円の被害となっております。公共土木施設の被害額の合計は4億1,790万円となります。

そのほか経済関係となりますが、農業生産物として、水稲の冠水が493へクタール、大豆の畑で36へクタールとなり、水稲、大豆、野菜等の冠水被害で2億1,600万円、商工被害として、47の事業者において被害が発生しており、タクシー13台と大型バス1台が水没、駐車場の機器等の破損をはじめ、9,514万円の被害が報告されております。経済関係の合計が3億1,114万円となり、公共施設と合わせると合計7億2,904万円の被害となっております。

以上で報告を終わります。

○議長(色川晴夫君) ありがとうございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(色川晴夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、5番杉原 崇議員、6番後藤良郎議員

日程第2 会期の決定

○議長(色川晴夫君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(色川晴夫君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間といたします。

日程第3 議案第37号 令和4年度松島町一般会計補正予算(第3号)

○議長(色川晴夫君) 日程第3、議案第37号令和4年度松島町一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長(櫻井公一君) 議案第37号令和4年度松島町一般会計補正予算(第3号)の提案理由を 申し上げます。

今回の補正につきましては、令和4年7月15、16日の大雨に伴う災害復旧費等について補正 するものであります。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきまして、5ページをお開き願います。

3款民生費1項1目社会福祉総務費につきましては、災害ボランティアセンター設置に係る 費用及び学生ボランティア保険料分について松島町社会福祉協議会へ補助するものであり、災 害援護資金貸付金につきましては、半壊以上の判定を受け、日常生活に支障を来した世帯に貸 付けするものであります。

3項1目災害救助費につきましては、災害対応に係る職員の時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当のほか、災害救助法に基づく住宅の応急修理を行う経費、災害ボランティアセンター運営に係る経費について補正するものであります。

6ページをお開き願います。

4款民生費2項1目塵芥処理費につきましては、災害廃棄物処理事業経費について補正する ものであります。

8款土木費5項2目公共下水道費につきましては、下水道事業特別会計への災害復旧費に係

る経費について繰り出しするものであります。

7ページの11款災害復旧費1項1目農地災害復旧費から8ページにわたります、2項1目公 共土木施設災害復旧費につきましては、災害派遣職員に係る経費及び被害のあった各施設の災 害復旧費等について補正するものであります。

歳入につきまして、3ページをお開き願います。

17款国庫支出金2項3目衛生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました災害廃棄物処理事業経費に対するものであります。

18款県支出金1項1目民生費県負担金につきましては、歳出でご説明しました災害救助費に対するものであります。

4ページをお開き願います。

24款町債1項1目民生債につきましては、歳出でご説明しました災害援護資金貸付金に対するものであります。これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を補正するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、ご承認賜りま すようお願い申し上げます。

- ○議長(色川晴夫君) 安土町民福祉課長。
- ○町民福祉課長(安土 哲君) それでは、主要事業説明資料1番から説明させていただきます。 災害援護資金貸付金事業になります。3款民生費1項1目社会福祉総務費に4,750万円計上 しており、財源につきましては、全額地方債で賄われるものとなっております。

事業目的は、令和4年7月15日からの大雨による災害に伴い、被害を受けた町民の方のうち、 所得金額がある一定範囲の方に対し、災害援護資金の貸付けを行い、被災者の生活再建の支援 を目的として行うものであります。

続いて、事業概要となります。

対象は、今回の大雨災害により世帯主の負傷がない場合において、住居が半壊の場合170万円、全壊の場合250万円、また主要事業説明資料に記載はございませんが、住居の全体が滅失もしくは流出した場合は350万円を限度に貸付けを行えるものとなっております。

なお、申請受付期間は、宮城県災害援護資金貸付要綱に基づき、11月30日までの受付期間となりまして、貸付利率は保証人を立てずに貸付けが行われた場合は1.5%、保証人を立てて貸付けが行われた場合は無利子となっており、償還期間は3年据置き10年償還となっております。

補正予算に計上している件数につきましては、準半壊以上の罹災判定を見込み、それを19件 とし、予算上、全壊以上の貸付限度額にて算出しております。 続きまして、主要事業説明資料の2番をお願いいたします。

災害対策費になります。災害対策費の住宅応急修理事業及び災害ボランティアセンター運営 費について説明いたします。

3款民生費3項1目災害対策費に、町民福祉課事業分として1,839万9,000円計上しており、 財源につきましては全額県費で賄われるものとなっております。

事業目的は、災害救助法に基づく住宅に応急修理費用として準半壊以上の世帯に修理を行う ことで、元の住家に町民が引き続き住むことを目的として行うものであります。

また、災害ボランティア活動や、それを調整する災害ボランティアセンターの運営を行い、 被災者を支援し、共助の取組として行うことを目的としております。

続いて事業概要になります。

住宅応急修理事業の対象は、今回の大雨災害に伴う罹災判定で、準半壊以上の世帯が対象となっており、全壊、大規模半壊、半壊の世帯は1世帯当たり修理費65万5,000円を限度額とし、準半壊の世帯は1世帯当たり修理費31万8,000円を限度額として行うものであります。なお、修理期間は災害発災から3か月以内となっておりまして、災害救助法の適用を受けた7月15日から10月15日までの期間となります。補正予算額は、全壊の場合の限度額に準半壊以上の棟数見込みを19棟とし、1,244万5,000円を計上しております。

また、同じく災害ボランティアセンターの運営費を計上しておりますが、こちらも同様に、 災害救助法に基づき、ボランティアセンターの運営に係る人件費等について委託契約を行うこ とで求償対象となることから、8月9日から9月17日までの運営費595万4,000円を計上してお ります。運営費の内訳としましては、ボランティアセンター職員の時間外手当、臨時的任用職 員の報酬等、県内派遣職員の費用弁償となっております。

なお、災害ボランティアセンターは7月17日に設置となったことから、7月17日から8月8日までの運営費としましては、149万1,000円予備費充用を7月10日付で行い、同日付で社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定書に基づき、ボランティア活動と松島町が実施する救助との調整に係る事務等に関する委託契約を締結しております。

以上で説明を終わります。

- ○議長(色川晴夫君) 千葉総務課長。
- ○総務課長(千葉繁雄君) 続いて、主要事業説明資料ナンバー3です。

4款衛生費2項清掃費1目塵芥処理費、災害等廃棄物処理事業になります。本事業につきましては、大雨に伴い町内で発生した災害廃棄物について処理するもので、現段階では災害廃棄

物処理量として900立米を見込んでおります。

主な経費といたしましては、廃タイヤ、それから廃棄物等の処理、それから運搬に要する経費、また仮置場の経費を計上しております。また、被災家屋の公費解体として、現在3棟の公費解体を見込んでおります。経費として2,085万2,000円を見込んでおり、そのうち(2)の歳入にあります災害等廃棄物処理事業補助金として841万1,000円を見込んでおります。補助率につきましては、補助対象経費の2分の1となっております。

以上です。

- ○議長(色川晴夫君) 赤間建設課長。
- ○建設課長(赤間春夫君) 主要事業説明資料4をお開きください。

補正予算事項別明細書は7ページになります。

11款1項1目農地災害復旧費(補助・雨災害)の補正につきまして説明いたします。

今回の補正につきましては、令和4年7月15日、16日の大雨により被災した農地の国補助による復旧に係る費用を補正するものです。

事業概要でございます。

(1)の委託料につきましては、農地2か所の災害査定の工事実施設計に必要な現地測量、 査定設計及び実施設計を行う委託料として175万円を補正するものです。

次ページの農地災害復旧箇所図をお開きください。

復旧箇所につきましては、桜渡戸字欠ノ下地区の水田及び竹谷字山崎地区の畑の2か所であります。

農地災害復旧費の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、主要事業説明資料5をお開きください。

補正予算事項別明細書は、同じく7ページになります。

11款1項2目農業用施設災害復旧費(単独・雨災害)の補正につきまして説明いたします。

今回の補正につきましては、同じく令和4年7月15日、16日の大雨により被災した水路、ため池等の農業用施設47か所の復旧工事の補正を行うものであります。

事業概要でございます。

(2)の工事請負費につきましては、水路、農道、ため池の単独災害復旧工事費47か所分を補正するものです。補正全体では、事業費を合わせまして5,020万円を補正するものです。

次ページの農業用施設災害復旧箇所図、単独分をお開きください。

単独災害復旧箇所図でございます。赤色箇所につきましては、水路、農道の被害箇所39か所、

緑色箇所につきましては、ため池の被害箇所8か所になります。

農業用施設災害復旧費(単独・雨災害)の説明につきましては以上でございます。

続きまして、主要事業説明資料6をお開きください。

補正予算事項別明細書は、同じく7ページになります。

11款1項2目農業用施設災害復旧費(補助・雨災害)の補正につきまして説明いたします。

今回の補正につきましては、同じく令和4年7月15日、16日の大雨により被災した農業用施設の国補助に係る費用を補正するものです。

事業概要でございます。(1)の委託料につきましては、農業用施設9か所の災害査定の工事実施設計に必要な現地測量、査定設計及び実施設計を行う委託料として650万円を補正するものです。

次ページの農業用施設災害復旧箇所図、補助分をお開きください。

補助災害の復旧箇所ございます。緑色のため池5か所及び青色の排水機場4か所、合計9か 所を復旧するものです。

農業用施設災害復旧工事費の説明につきましては以上でございます。

続きまして、主要事業説明資料7をお開きください。

補正予算事項別明細書は7ページから8ページにわたります。

11款 2 項 1 目公共土木施設災害復旧費(単独・雨災害)の補正につきまして説明いたします。 今回の補正につきましては、同じく令和 4 年 7 月 15 日、16 日の大雨により被災した町単独費 による公共土木施設の復旧に係る費用を補正するものでございます。

事業概要でございます。

単独災害での復旧箇所につきましては、現在のところ100か所の調査結果となっております。 内訳としましては、町道51か所、普通河川10か所、その他の道路及び水路等39か所であります。

- (2)の委託料160万円につきましては、道路51か所、河川10か所の測量設計委託料であります。
- (3) 工事請負費につきましては、道路51か所、河川10か所、その他の道路及び水路等39か 所、合計100か所分の復旧工事費であります。

補正全体額では、需用費を合わせまして7,858万6,000円を補正するものです。

次ページの公共土木施設災害復旧箇所図、単独分をお開きください。

町単独費による災害復旧箇所図でございます。赤色箇所の町道51か所、青色箇所の普通河川 10か所、緑色箇所のその他の道路等39か所を復旧するものです。 公共土木施設災害復旧費(単独・雨災害)の説明につきましては以上でございます。

続きまして、主要事業説明資料8をお開きください。

11款 2 項 1 目公共土木施設災害復旧費(補助・雨災害)の補正につきまして説明いたします。 今回の補正につきましては、同じく令和 4 年 7 月 15 日、16 日の大雨により被災した公共土木 施設の国補助による復旧に係る費用を補正するものです。

事業概要でございます。

(1)の委託料につきましては、公共土木施設、道路9か所、普通河川2か所の災害査定及 び工事実施設計に必要な現地測量、査定設計及び実施設計を行う委託料として2,560万円を補 正するものです。

次ページの公共土木施設災害復旧箇所図、補助分をお開きください。

補助災害復旧箇所でございます。赤色の町道9か所、青色の普通河川2か所、合計11か所を 補正するものです。

公共土木施設災害復旧費の説明につきましては以上でございます。

○議長(色川晴夫君) ありがとうございます。

議案の提案理由説明が終わりました。

質疑に入ります。ここで皆様、質疑に入りますが、かなり多い項目でございます。今回の質問、ページ数、またはこの説明資料の右肩に番号があります。それの関連だったらその番号を言いながら、皆さんが分かりやすい質問をなさっていただければありがたいとこのように思います。

では、質疑を受けます。質疑ございませんか。今野議員。

○10番(今野 章君) 10番今野でございます。

まず、金曜日ですかね、激甚災の適用になるということで、宮城県松島町とあと熊本の球磨町でしたか、ちょっと忘れましたけれども、指定がされる予定だと、こういう報道もありました。閣議決定を受けて正式決定ということになるんだと思うんですが、閣議決定については、今日あたりになるのかなと思っているんですが、この激甚災指定されたことによって、今回提案されているこの予算関係含めて、その費用の関係でどんなふうに変わるのかということをまず最初にお聞きしたいと思っているんですが、いかがでしょうか。

- ○議長(色川晴夫君) 櫻井町長。
- ○町長(櫻井公一君) 今の今野議員の質問に対しての答弁なんですけれども、詳細については まだ計り知れないところがあるので、こういったようになるようだという状況しか、私どもの

ほうには夕方入っただけでございます。もうあとは担当のほうから、その辺の内容について答 弁させます。

- ○議長(色川晴夫君) 赤間建設課長。
- ○建設課長(赤間春夫君) まず、農地、農業用施設、あと公共土木施設の災害復旧費になりますけれども、今、国補助で実施する場合、国庫負担で実施するものがございますが、正式には率がどのぐらいになるかというのはあと計算してみないと分からない部分がありますけれども、補助事業の補助率がかさ上げになるということになってくると思われます。実際のところ、公共土木施設、あと農地の農業施設関係なんですけれども、いろいろ計算してみないと分からないということもありまして、その辺は確認してから、最終的には補助分の歳入を見込むという形になっております。

以上でございます。

- ○議長(色川晴夫君) 今野 章議員。
- ○10番(今野 章君) 手出しでやる分は少なくなっていくんだろうということではあるとは思いますけれども、激甚災ですので、相当の部分は国の責任において見ていただけるのかなと、こんなふうに思っているところでございます。

それと、もう1つお聞きしたいのは資料の1番目なんですが、災害接護資金の貸付金ということでございます。19件想定をされているんでありますが、いずれこれはお返しをしなくてはいけないお金ということで、被災者にとってはなかなか改めて借りてさらに返済ということになりますと大変なのかなと、こういう思いが1つございます。これも利用される方の所得関係の制限もございますので、どれぐらいが上限とされたこの所得の金額になっているのかということと、もう1つはこれに関連して、先ほど危機管理監のほうから、松島町の被災状況について説明いただいたんですが、生活再建支援法、これの適用になるかどうかということになると、全壊・半壊世帯含めて10件にならないということのようなので、なかなか生活再建支援法の適用というのは厳しいのかなと、こういうふうには思うんでありますが、その適応に向けた働きかけ、5日の日にも県のほうに要望されたと、こういうことでありますけれども、その見通しと、それから10件超えないと被災者支援が具体的に出てこないというのはやっぱりどうなのかなという思いがあるんです。そういう意味では、要望書の中にもありましたけれども、宮城県において被災者を支援する制度をしっかり確立していただくということが大事だったと思うんですが、その辺についてその要請の中で何らかの答えがあったのかどうか、その辺についてお聞かせいただければと思います。

- ○議長(色川晴夫君) 答弁、安土町民福祉課長。
- ○町民福祉課長(安土 哲君) 私のほうから、災害援護資金の貸付けの場合の所得の要件についてお答えさせていただきます。

世帯人員が1人である場合なんですけれども、前年度の総所得金額、これは市町村民税に対する総所得金額ですけれども、1人の場合は220万円、2人世帯の場合は430万円、3人の場合は620万円、4人の場合は730万円となりまして、5人以上ある場合、730万円に30万を加算していくというような所得要件となっております。

以上です。

- ○議長(色川晴夫君) 櫻井町長。
- ○町長(櫻井公一君) 村井知事との話で、その辺についてはあまり突っ込んだ話はできませんでしたけれども、ただ災害救助法が適用になったのは、その時点で災害救助法になるというのが大崎と松島ということでございましたので、それらについては総体的に、松島だからとか大崎だからとはではなくて、宮城県全体としてそのほか2町ぐらいでもいろいろ災害が出ておりますので、総体的に国のほうにお願いを申し上げるというお話は聞いておりまして、知事も東京のほうに多分今月だけでも二、三回、要望活動をやっていると思います。私のほうにも金曜日の夕方、状況のお話は電話で来ておりますけれども、そういう詳細にわたっての話は私のほうまではまだ来ておりません。
- ○議長(色川晴夫君) 今野 章議員。
- ○10番(今野 章君) 被災者の件数ですね。これがやっぱり生活再建支援法を適用する場合の 基準として、単独自治体だと10件以上というような基準があると。そうすると、10件に達しな いとなかなかそういう支援法によって救われないという状況があるわけでございますので、そ の辺については全国でも、都道府県のレベルでそういう取り残される部分については支援をし ようではないかという動きがあるんだと思っております。ぜひ宮城県においても、そういう制 度設計をぜひしていただきたいなとこう思いますので、改めて松島とか大崎というだけではな くて、宮城県全体としてやっぱりそういう制度設計していただけるように、改めて町長のほう からも県に求めていただければとこのように思っております。

あと、もう1点だけ、資料の6なんですけれども、ポンプ関係ですね。ここのポンプ関係の 補修工ということなんですが、具体的にはその補修内容といいますか、水害の被害状況といい ますか、そういうのはどうだったのかというところについて、それぞれ教えていただければと 思います。

- ○議長(色川晴夫君) 赤間建設課長。
- ○建設課長(赤間春夫君) まず、1番図面の上からになりますけれども、前蒲排水機場になります。こちらは大雨による浸水がありまして、エンジンポンプのクーリングを冷やすクーリングタワーが冠水したということになっておりまして、その辺の交換を考えております。

あと、次に下に行きまして、農地海岸の柿ノ浦排水機場のポンプになりますけれども、こちらにつきましても、エンジンポンプございますが、エンジンポンプの建屋とポンプ内が浸水したという形になっておりまして、それの修理という形、修繕という形になっております。

あと、同じくその下になりますけれども、富山第1排水機場になりまして、こちらも浸水により、こちらはポンプを動かすための真空ポンプというものがありますけれども、そちらの真空ポンプが浸水して復旧が必要ということでございます。

あとは、その一番下になりますが、農地海岸の梅ヶ沢排水機場になります。こちらも浸水により、ポンプ及び建屋の復旧が必要という形になっております。

以上でございます。

- ○議長(色川晴夫君) 今野 章議員。
- ○10番(今野 章君) これは実際に工事ですね。稼働状況というのはどうだったのか、全く稼働しなくなっていたのか。最初というか、一定の時間から稼働しなくなったとか、その辺の稼働状況はどうだったんでしょうか。
- ○議長(色川晴夫君) 赤間建設課長。
- ○建設課長(赤間春夫君) 稼働はしていましたが、やはり雨に負けたという形になっておりまして、途中から浸水したということになっております。

以上でございます。

- ○議長(色川晴夫君) 今野 章議員。
- ○10番(今野 章君) 分かりました。いろいろ地域の皆さんの声を聞きますと、やっぱり何といっても排水対策を考えてほしいと、こういう声も非常に、いろいろ農作物の関係で補償という問題もあるんだけれども、今後のことを考えるとやっぱり排水能力のアップ、こういうものをぜひやってほしいと、こういうことをお聞きしておりますので、ぜひ町としても今後の排水対策についてどんなふうに考えていくのかと。今日はお聞きしませんけれども、そういったことを今後の対策として考えていただきたいとこう思いますので、その辺について何かあればお答えいただければと思います。
- ○議長(色川晴夫君) 赤間建設課長。

○建設課長(赤間春夫君) この4つの排水機場になりますけれども、もともとやはり100ミリの対応というのはなかなか難しいというものはありますが、その他の大雨時にでも対応できるようなものを、今後復旧するのに併せまして増強もできればなということで、補助対象にできないかということでも考えておりましたので、その辺も設計のほうで確認しながら修繕していきたい、復旧していきたいと思っております。

以上でございます。

- ○議長(色川晴夫君) よろしいですか。(「はい」の声あり) ほかにございますか。7番赤間幸夫議員。
- ○7番(赤間幸夫君) 7番赤間でございます。

私も主要事業説明資料等に基づいて質問させていただきたいと思います。

まず最初に2ページ、これは予算組みの関係ですけれども、一番下段にあらかじめ予備費充用した149万1,000円、今回の補正の総額595万4,000円の内輪の数字なのか。いわゆる予算づけされて一定の期間過ぎた後に予備費に戻入れするお金になるのかというところの確認をまず最初にさせてもらいます。

- ○議長(色川晴夫君) 安土町民福祉課長。
- ○町民福祉課長(安土 哲君) こちらの今回補正予算に計上しましたのは、8月9日から9月 17日までの分ということで、それ以前の部分については予備費充用で執行しているということ ですので、こちらの数字はないということでお答えさせていただきます。

以上です。

- ○議長(色川晴夫君) 7番赤間幸夫議員。
- ○7番(赤間幸夫君) いずれ決算等を迎えたときにその分がプラスした数字でということの理解でということでありますね。はい、分かりました。

それから、次が3ページ、災害等の廃棄物処理事業についてであります。現段階で災害廃棄物の処理量、トータルで内訳に書いてあるとおり900立方見ています。期間からいってもおおよそ全体の数字把握なのかなとも思いますけれども、お盆過ぎくらいまででしたか、期間で。そういった中でさらにプラスというふうなことも想定にあることになるんですかね。いわゆる補正の積み増しというのはあり得るんですかね、というところをちょっと確認しておきます。

- ○議長(色川晴夫君) 千葉総務課長。
- ○総務課長(千葉繁雄君) 900立米は、これはあくまでも少し今後の処理量も増えることを見 込んでの量ですので、現段階ではこの中で収まるというふうには考えております。 (「分かり

ました」の声あり)

- ○議長(色川晴夫君) 赤間幸夫議員。
- ○7番(赤間幸夫君) それから、次、いわゆる資料の4ページ、5ページ、6ページ等々に測量設計業務委託料等一式という形で描かれています。7ページも含めてですね。要するに委託料間で全体の災害箇所の箇所づけを一定程度こう吸い上げて見積もってもらうというか、積算してもらうという委託であります。総箇所数等から見ても、これで終わりってあるんですか。さらに、お盆帰省等を迎えて息子さんなりが、お父さん、この前大雨降ったそうだけれども、被害、自分の財産のところと隣接する公共用財産とかの併設したところに、これはちょっとやっぱり町のほうに申し出たほうがいいんではないというふうにして出てきたケースについては、さらに積み増しの可能性はあるというふうに理解していいんですかね。その辺をちょっと確認しておきます。
- ○議長(色川晴夫君) 赤間建設課長。
- ○建設課長(赤間春夫君) 委託料につきましては、補助災害の災害査定を受けるための査定設計書の写真とか図面とか、あと設計書作成のための委託料になっておりまして、こちらにつきましては、箇所は補助災害で上げられる箇所ということで、今、農地2か所、農業用施設で9か所ですか、あと公共土木施設で11か所という形になっておりますけれども、そちらの分を今現在上げております。今後、今被災調査は終わっておりますけれども、被災箇所等がもっと補助災害に適用になるような部分が出てくれば、そちらのほうも補助災害の申請はまだ間に合うと思いますので、補助災害により実施していきたいとは思っております。

以上でございます。

- ○議長(色川晴夫君) 赤間幸夫議員。
- ○7番(赤間幸夫君) 今最後に言われた期限的なものも、こういったものを一定程度お持ちで しょうから、大体8月いっぱいまでの間とか、そういったことの考え方についての町民への周 知等の考え方というのを、ちょっとありましたらお知らせいただけませんか。
- ○議長(色川晴夫君) 赤間建設課長。
- ○建設課長(赤間春夫君) 農地災害につきましては、もう少し時間があるのかなと思っておりますけれども、公共土木施設災害の補助の復旧活動につきましては、一応10日最終締切りということも言われておりましたので、最終で10日には出す予定となっております。ただ、それからも少し追加するのは、ちょっと県と相談していきながら、追加をしながらしていきたいと思っております、もし、出てくればですけれども。ただ災害の国の実施設計の査定前の協議が9

月の上旬にもうありますので、それに間に合わないようでしたら単独のほうで実施するしかないと考えております。

以上でございます。

- ○議長(色川晴夫君) 赤間幸夫議員。
- ○7番(赤間幸夫君) 今説明いただきましたけれども、補助災で間に合わなかった場合には町 の単独災のほうの部分に組み入れることも可能だとして理解しておきたいと思いますが、それ でよろしいですか。
- ○議長(色川晴夫君) 赤間建設課長。
- ○建設課長(赤間春夫君) 大きい箇所については、多分建設課でも随分調査しておりましたので、取りこぼしはあまりないのかなと思っております。ですと、大体単独災害復旧60万円未満が単独災害になってきますので、そちらのほうで実施していきたいと思っております。

以上でございます。

- ○議長(色川晴夫君) 赤間幸夫議員。
- ○7番(赤間幸夫君) それから、その分と合わせてですけれども、今回の災害、例えば国の国 道関係、あるいは県道関係、あるいは県の道路公社関係の所管によって、その管理財産から著 しく降った雨によって鉄砲水のように出て、それがかつての2021年でしたか、台風19号災害に よって起きた箇所もさらに今度積み増しした形での災害が箇所として大きく、例えば水路関係 がえぐられて破損してしまっているというふうな状況もあるわけですけれども、いわゆる私が お伺いしたいのは、国、県、道路公社等の部分の見通しについては、いずれその関係地権者な り地域には、こういった形でここは県のほうでやりますよとか、道路公社でやることになりま したよとかというふうな話というのは追っかけ出るものなんですか。その辺は出されることは 想定にされているんですか。その辺ちょっと教えてください。
- ○議長(色川晴夫君) 赤間建設課長。
- ○建設課長(赤間春夫君) 町もですけれども、国、県、あと道路公社さんの部分が原因で被災した箇所につきましては、やはりその原因者のほうでしっかり対策を取っていただくと、あとはまた復旧もしていただくという形でお願いしていきたいと思っております。あと、同じく町の管理する道路とか河川から出て田んぼ等に堆積した土砂なんかにつきましても、そちらは町のほうでしっかり対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(色川晴夫君) 赤間幸夫議員。

- ○7番(赤間幸夫君) それと1つ、資料にはないんですけれども、いわゆる農地被害というのと農作物被害というのがあって、農地被害については大体理解していますけれども、農作物被害関係でありますが、例えば品井沼の遊水機能の上に、あそこで松島の方々の耕作している稲の水害対策についての対応については、今後被害実態把握も含めてその補償・補塡等を含めて町からの説明等はあるんでしょうか。町なり、あるいはJA共済関係だとか、そういったものを含めて一度を関係機関で話し合って、耕作者等に説明というのは予定されるものなんでしょうか。その辺をちょっと確認しておきたいと思います。
- ○議長(色川晴夫君) 太田産業観光課長。
- ○産業観光課長(太田 雄君) 現在もなんですけれども、農協さんと町と、あと共済のほうで 見回りというか確認等をしておりまして、例えば大豆とかであれば経営所得安定対策のその辺 の水田活用の交付金等で、被災になったところも確認の上見られるというところもありますの で、その辺は順次農家さんのほうに周知及び説明はしてまいりたいと考えております。

以上です。(「ありがとうございます。以上です」の声あり)

○議長(色川晴夫君) よろしいですか。(「はい」の声あり) 次に、質問、質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(色川晴夫君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(色川晴夫君) なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第37号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(色川晴夫君) 起立全員です。よって、議案第37号令和4年度松島町一般会計補正予算 (第3号)については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第38号 令和4年度松島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(色川晴夫君) 日程第4、議案第38号令和4年度松島町下水道事業特別会計補正予算 (第2号) についてを議題にいたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長(櫻井公一君) 議案第38号令和4年度松島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の 提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和4年7月15日、16日の大雨に伴う災害復旧費について補正 し、一般会計繰入金を増額するものであります。

なお、詳細につきましては水道事業所長より説明させます。よろしくご審議の上、ご承認賜 りますようお願い申し上げます。

- ○議長(色川晴夫君) 赤間水道事業所長。
- ○水道事業所長(赤間隆之君) それでは、松島町下水道事業特別会計補正予算につきましてご 説明を申し上げます。

主要事業説明資料をご覧になってください。

3款1項1目、事業名、公共下水道施設災害復旧費でございます。

事項別明細書につきましては、歳入が5ページに、歳出は6ページに記載しております。

今回の補正につきましては、7月15日から16日にかけての大雨により被災しました下水道施設の復旧に係る費用を補正するものでございます。

事業概要につきましては、公共土木施設の災害復旧事業費について、国庫負担金申請を行うには国土交通省との事前打合せを必要とすることから、国土交通省までの旅費 5 万6,000円を計上しております。

後ろに添付の復旧事業箇所図をご覧になってください。

被災しました下水道施設のうち、災害復旧工事の国庫負担金の申請に必要な①から③、3か 所の測量設計等の費用を計上しております。

図面①の箇所につきましては、大雨により磯崎第2ポンプ場稼働時に放流管のマンホールが 破損したものでございます。

図面②の箇所につきましては、松島消防署の北側に設置しております蛇ヶ崎雨水ポンプ場電 気盤の基礎と舗装との継ぎ目に雨水が流入しまして、洗掘が発生しました。それが原因となり まして、基礎部分が洗掘の影響を受け、中が空洞となったものでございます。

図面③、こちらの箇所につきましては、大雨による松島地区の浸水により、松島汚水中継ポンプ場へ能力を超える流入があったため、地下1階部が浸水しまして、送風機のモーターや蛍光灯の灯具が漏電等により被災したものでございます。

工事費につきましては、磯崎第2ポンプ場放流管マンホール応急復旧工事、こちらにつきま しては、破損しましたマンホールを復旧し、舗装する応急復旧工事に係る費用を補正するもの でございます。

また、町内地内雨水管復旧工事、こちらにつきましては、今回の大雨により松島町内田町地 区で道路舗装の陥没があり、原因といたしまして、雨水管渠内に土砂の吸い出し、土砂の流れ 出しですね、こちらが確認されましたので、こちらの吸い出し部分をコンクリートで覆い、流 れ出ないような工事を行うための費用を補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

- ○議長(色川晴夫君) 議案の提案理由の説明が終わりました。 質疑に入ります。質疑ございませんか。7番赤間幸夫議員。
- ○7番(赤間幸夫君) 7番赤間です。

主要事業説明の部分で委託料なんですけれども、測量設計業務委託で600万円計上されて、 それがその下にあります工事費200万円の計上額にということではないんでしょうけれども、 そこで確認なんですが、あくまでこれは応急復旧工事に係る分として工事請負分は200万円計 上しておりますが、この600万円の委託の成果をもって、恒久対策としての工事が今後あると いうふうに理解していていいんですかね。その辺の確認をさせてください。

- ○議長(色川晴夫君) 赤間水道事業所長。
- ○水道事業所長(赤間隆之君) こちらの委託のほう発注いたしまして、国との協議、打合せの 資料とさせていただくための委託費でございます。

以上でございます。

○議長(色川晴夫君) よろしいですか。(「はい」の声あり) 質疑を受けます。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(色川晴夫君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(色川晴夫君) なしと認め、討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(色川晴夫君) 起立全員です。よって、議案第38号令和4年度松島町下水道事業特別会 計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。 本臨時会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。 令和4年第3回松島町議会臨時会を閉会いたします。 大変ご苦労さまでした。

午前11時00分 閉 会